

議 事 録

令和6年11月27日(水)午後2時から福井市役所本館8階第8AB会議室において10月定例会が開催された。

議事

1 審議事項

議案番号	議案名	議決結果
第50号議案	農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について	原案どおり可決
第51号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	〃
第52号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	〃
第53号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	〃
第54号議案	現況証明について	〃
第55号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第56号議案	農地・非農地判断について	〃
第57号議案	相続税の納税猶予に係る適格者証明について	〃

2 報告事項

報告番号	報告名
第49号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第50号報告	農地法第3条第1項の規定による許可の取消の確認について
第51号報告	農地法第3条の3の規定による届出の確認について
第52号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について
第53号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について
第54号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第55号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について
第56号報告	農地等の贈与税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について

3 その他

出席委員 27名

1番	清水	江梨華	
2番	渡邊	源治	
3番	寺井	重治	
4番	伊藤	義明	
6番	前川	雅彦	
7番	小寺	辰夫	(会長)
8番	齊藤	和栄	
9番	藤田	佳光	
10番	内田	一朗	
11番	小川	喜久子	
12番	岩佐	實代	
14番	東藤	美智子	
16番	北川	健	(会長職務代理者)
18番	中川	洋一	
19番	池田	敏雄	
21番	村嶋	哲郎	
23番	西岡	得雄	
24番	杉本	英夫	
25番	鈴木	謹一	
26番	豊岡	敏広	
27番	辻	邦晴	
28番	平元	理	
29番	堀内	浩徳	
30番	野路	直美	(参与)
32番	山田	正則	
33番	廣部	厚	(参与)
35番	田村	洋子	

欠席委員 6名

5番	松田	三代	
13番	荒川	幸洋	
15番	前川	秀人	
17番	伊川	憲邦	(参与)
20番	志野	佑介	
22番	吉岡	晶美	

事務局出席職員

農政企画課

主 査 安 井 綾 子

農業委員会事務局

局 長 竹 澤 克 敏

局 次 長 加 藤 雅 和

課長補佐 山 田 泰 之

主 幹 土 田 智 大

副 主 幹 三 木 真 人

主 査 宮 崎 紗 代

主 査 前 田 大 貴

主 事 伊 東 優 子

開 会 午後 2 時

議 長
(7 番
小寺 辰夫
会長)

それでは、ただ今から 1 1 月の定例会を開催いたします。
なお、松田委員、荒川委員、前川秀人委員、伊川委員、志野委員、吉岡 委員より欠席の連絡を受けております。
また、辻委員は、少々遅れるとのこと。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたいと思います。
議事録署名委員につきましては、議事規則第 1 8 条第 2 項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号 6 番 前川委員、8 番 齊藤委員 ご両名よろしくお願ひします。
それでは、議事に入ります。
第 5 0 号議案「農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(説 明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第 5 0 号議案に対し、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第 5 1 号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政企画課

(説 明)

議長 　ただ今の説明に対する質疑に入る前に、第51号議案中、新規の7番から14番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号6番 前川委員には 審議終了まで退席をお願いします。

《前川委員 退席》

議長 　それでは、第51号議案中、新規の7番から14番の案件について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長 　特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第51号議案中、新規の7番から14番の案件について、異議がない旨 回答することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 　ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
前川委員に入場をお願いします。

《前川委員 入場》

議長 　前川委員に報告します。
第51号議案中、新規の7番から14番の案件につきましては、原案のとおり決定いたしました。
次に第51号議案中、新規の15番から17番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号9番 藤田委員には 審議終了まで退席をお願いします。

《藤田委員 退席》

議長 　それでは、第51号議案中、新規の15番から17番の案件について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長 　特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第51号議案中、新規の15番から17番の案件について、異議がない旨

回答することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
藤田委員に入場をお願いします。

《藤田委員 入場》

議長 藤田委員に報告します。
第51号議案中、新規の15番から17番の案件につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に第51号議案中、再転貸の1番から5番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号29番 堀内委員には 審議終了まで退席をお願いします。

《堀内委員 退席》

議長 それでは、第51号議案中、再転貸の1番から5番の案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長 特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第51号議案中、再転貸の1番から5番の案件について、異議がない旨 回答することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
堀内委員に入場をお願いします。

《堀内委員 入場》

議長 堀内委員に報告します。
第51号議案中、再転貸の1番から5番の案件につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、第51号議案中、新規の1番から6番、18番から40番、再転貸の6番から9番の案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第5 1号議案に対し、異議がない旨 回答することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第5 2号議案 農地法第3条第1項の許可の申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(説 明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第5 3号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第5 4号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(説 明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました 池田委員から報告をお願いします。

2 4 番
杉本 英夫
委員

第5 3号議案に関する現地調査につきましてご報告します。
調査日は、1 1月1 9日(火) 調査委員は私と廣部参与、地区担当委員3名と事務局4名の計9名で行いました。
調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など、妥当でありました。
以上でございます。

議 長

第53号議案について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第53号議案について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、第53号議案中、1番及び2番については、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされること、また、第53号議案中、1番については、開発行為許可を条件に許可することとします。

続きまして、第54号議案「現況証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(説 明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました 池田 委員から報告をお願いします。

24番

杉本 英夫
委員

第54号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は11月19日、私と廣部参与、地区担当委員5名、事務局4名の合計11名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、すべての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第54号議案について、原案のとおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第55号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(説 明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を廣部委員から報告をお願いします。

33番
廣部 厚
委員

第55号議案に関する現地調査につきましてご報告します。
調査日は11月19日、私と当番委員である杉本委員、地区担当委員2名、事務局3名の合計7名で実施しました。
調査内容につきましては、ただ今事務局から説明のありましたとおりです。
また、現況及び周辺農地への影響から判断し、当該案件について、照会に対して、原状回復命令を行わないと回答すること、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第55号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、現状回復命令を行わないと回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第56号議案「農地・非農地判断について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(説 明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を廣部委員から報告をお願いします。

33番
廣部 厚
委員

第56号議案に関する現況の確認につきましてご報告します。
調査日は11月19日、私と当番委員である杉本委員、地区担当委員2名、事務局3名の合計7名で実施しました。
調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、対象地の現況は、いずれも杉などの樹木が繁茂して山林化しており、今後農地として再生利用することは著しく困難であると見受けられましたので、現況を「非農地」として問題ないものと思われまます。
以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第56号議案について、現況調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第57号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(説 明)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第57号議案を原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、報告事項に入ります。
なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件

でございます。

それでは、第49号報告ないし第56号報告を、一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局職員

(第49号報告ないし第56号報告 説明)

議長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

続きまして、事務局から令和6年度農業委員会行政視察研修の収支について報告をお願いします。

事務局

(説明)

議長

ただ今の説明について、ご質疑、ご意見等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。次に、LINEを使用した事務連絡について、事務局から説明をお願いします。

山田課長補佐

(説明)

議長

ただ今の説明について、ご質疑、ご意見等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。今後、事務局(案)で運用したいと思いますので、事務局職員はグループLINEへの登録をお願いします。

次に、農業委員料理交流会について、提案者である委員番号30番、野路委員から説明をお願いします。

30番
野路 直美
委員

それでは、「農業委員料理交流会」の開催について説明させていただきます。

開催趣旨ですが、令和5年7月より農業委員35名体制となり、毎月の現地調査や定例会で会うことはあっても他地区の委員と話すことは少なく、委員同

士の情報交換の機会が得られにくい状況にあります。

農業委員の資質向上のためには、委員の全体交流の機会を持つことが必要ですが、家業や家庭の事情により、懇親会や視察研修に参加できない委員もいるように見受けられます。そこで、下記の料理交流会の開催を提案します。

令和元年度には、遊休農地の解消事例から生産された農産物を活用して試食会を開催しましたが、今回の料理交流会は、農業委員が携わっている農産物の持ち寄り、女性委員8名が中心となり、男性委員とともに調理し、試食することで、新たな懇親の機会を創出し、農業委員の相互理解を深めたいと思っています。

開催日時ですが、令和7年2月27日木曜日、午前9時30分から令和7年2月定例会前を考えています。

会場はアオッサ6階調理実習室、参加者は福井市農業委員及び農業委員会事務局職員のうちの希望者で考えております。

参加費：一人500円で会場費や提供で補えない食材の購入費に充当します。

以上です。

議長 　　ただ今の説明について、事務局から何か補足説明はありますか。

山田課長補佐 　　(補足説明)

議長 　　ただ今の説明について、ご質疑、ご意見等はございませんか。

(特に声なし)

議長 　　特にないようですので質疑を終了いたします。

野路委員をはじめとした有志委員の皆様は、農業委員料理交流会の準備、運営をお願いします。

続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 　　(次回定例会等の開催予定について 説明)

議長 　　本日の審議内容の総括を、会長職務代理者よりお願いします。

会長職務代理者 　　本日の定例会は、第50号議案から第57号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。

また、第49号報告から第56号報告まで全て確認をさせていただきました。

以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これもちまして、11月の定例会を閉会いたします。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後3時10分